［削る］

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第三十六条　事業者は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額

二　第十六条第三号の規定により算定された配電関連費の変動額

三　原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額（施行規則第四十五条の二十一の十一第一項の規定による廃炉円滑化負担金（原子力廃止関連仮勘定簿価（会計規則第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に係るものに限る。）の承認に起因する減額に限る。次項第三号において同じ。）

2　事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号に掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号の規定により算定された配電関連費の額

三　原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額

3　事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

第三十七条の二　第二十条の規定は、旧法第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を第二十条第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとするみなし小売電気事業者が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

［新設］